**平成３０年（フ）第１７５号**
東京都三鷹市上連雀７丁目33番４号シティハイムモア201
債務者　中江　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１７号**
静岡市葵区瀬名７丁目29番３号　レオパレス青山Ｂ203、旧住所福岡県久留米市東合川６丁目３番18号　リヴィエールＡ101号
債務者　安藤　尚之
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第８号**
愛媛県大洲市柚木1051番地20
債務者　水谷　美加
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

**平成３０年（フ）第１１号**
長崎県佐世保市相浦町2328番地
債務者　牧島　美樹
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第１５号**
長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免1045番地21、前住所長崎県北松浦郡佐々町小浦免４番地45
サンライズ小浦４－Ｄ
債務者　浦　　貴康
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第２０号**
長崎県佐世保市大潟町725番地87　ダイアローグ206、前住所長崎県佐世保市金比良町８番５号　パールハイツ102号
債務者　大浦　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第２号**
愛知県蒲郡市柏原町鉄砲７番地１
債務者　渡部恵唯子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成３０年（フ）第３７号**
愛知県豊橋市花田町字西郷128番地３（１Ｆ）、従前の住所愛知県豊橋市南大清水町字富士見380番地１（202）
債務者　福嶋　道雄
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２９年（フ）第２９３４号**
横浜市神奈川区東神奈川２丁目21番地の２
債務者　鈴木　彩香
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２４５号**
横浜市保土ケ谷区明神台３番２－407号
債務者　佐々木みはる
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２８５号**
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート７棟403号
債務者　大橋　道子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３４０号**
横浜市青葉区荏子田２丁目１番地１　ソレーユ荏子田301号
債務者　木村　篤史
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３４２号**
横浜市神奈川区亀住町４番地６　ハーミットクラブハウス神奈川新町204号
債務者　綿貫　奈菜
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３６７号**
横浜市港南区野庭町631番地　養護老人ホーム野庭風の丘
債務者　寺島　　充
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４４５号**
東京都清瀬市中清戸１丁目608番地１サン・フレア201号
債務者　富樫　直人
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部